

料金表（兼ご契約に関する説明書）

宮原社労士事務所

第1 料金表

(1) 顧問報酬

顧問報酬とは、労働社会保険諸法令（別紙「社会保険労務士法別表第一」）に基づく申請書等の作成・提出の代行、ご相談・ご指導、労務管理、給与計算について、月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬です。

人員数	4人以下	5人～ 9人	10人～ 19人	20人～ 29人	30人～ 49人	50人～ 69人
報酬月額 (税込)	22,000円	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円	88,000円

※報酬額は、毎年契約更新の際に、前年の平均人員数（役員＋労働者）に基づいて見直しを行います。

(2) 特定業務報酬

特定業務報酬とは、下の1ないし7の業務（「特定業務」といいます。）を行う場合に、顧問報酬とは別に受ける報酬です。

	業務内容	報酬額(税込)
1	労働保険 年度更新(年に一度)	基本料 22,000円 + (1,650円 × 人数 ^{※1})
2	社会保険 算定(年に一度)	基本料 22,000円 + (1,650円 × 人数 ^{※2})
3	(オプション)就業規則 作成・導入支援	11万円から (ご契約初年度は無料)
4	(オプション)助成金 申請事務代理	受給額の15%相当額(税別)
5	(オプション)退職金 制度導入支援	66,000円から
6	(オプション)行政機関等の調査立会	22,000円(1時間)
7	(オプション)個別労使紛争 代理	着手金 44,000円 + 経済的利益の10%(税別)
	(オプション)労災保険 特別加入 ※労働保険事務組合にご加入いただく必要があります。入会金・年会費を当該組合に納入していただきます。	(ご参考) 令和3年3月31日現在 入会金 10,000円 年会費 18,000円(一般)又は 24,000円(建設等)

※1 雇用保険被保険者の対象期間における平均人数(小数点第1位を四捨五入とします。)です。

※2 健康保険被保険者の対象期間における平均人数(小数点第1位を四捨五入とします。)です。

第2 報酬のお支払方法等

(1) お支払い方法・期日

顧問報酬につきましては、口座振替(毎月22日)にてお支払いいただきます。

特定業務のうち労働保険年度更新に係る報酬につきましては、労災保険特別加入制度をご利用

用のお客様は3月、そのほかのお客様は5月に、口座振替にてお支払いいただきます。

特定業務のうち社会保険算定に係る報酬につきましては、6月に、口座振替にてお支払いいただきます。

特定業務報酬のうち助成金申請事務代理に係る報酬につきましては、助成金が支給された日の翌日から14日以内に、お振込にてお支払いいただきます（お振込手数料は、お客様にご負担いただきます）。ただし、口座振替に合算させていただく場合があります。

上記のほかに係る報酬につきましては、お見積書・ご請求書に記載によります。

(2)加算金

委託事務の遂行に相当時間を要する場合及び委託事務の内容が複雑多岐にわたる場合には、顧問報酬・特定業務報酬とは別に、加算金のご負担をお客様にお願いする場合があります。

また、お客様の求めにより、弊所の営業時間外に弊所が緊急対応した場合、緊急対応した日を含む月に係る顧問報酬額又は特定業務報酬額について、これを50%加算させていただきます。

(3)立替金

委託事務の遂行に必要な資料については、原則、お客様に取得していただきますが、その取得を弊所が代行し、当該取得に費用（公的機関等に納付する手数料、切手等の送料、交通費等）を要した場合には立替払いとし、後日これをお客様にご請求します。

第3 ご契約の更新・解除等

(1)ご契約の更新、顧問報酬額の改定

ご契約期間満了日の2か月前までにお客様からご契約解除のお申し出がない場合には、従前と同一の内容をもって、ご契約は更新されます。ただし、報酬額は、前年の平均人員数（役員数＋労働者数）に基づいて改定します。

また、ご契約期間中にお客様に係る人員数が料金表第1(1)に規定する人員数の2枠以上変動した場合、変動のあった日を含む月の翌月から顧問報酬額を改定します。

(2)ご契約の解除

ご契約の解除は、ご契約期間満了日の2か月前までに、任意の方法によりお申し出ください。

ただし、お客様がお客様のご都合によりご契約期間満了前にご契約を解除される場合には、規定の報酬額の範囲内で、違約金をご請求します。

なお、弊所が委託事務に着手した後に、お客様がお客様のご都合によりご契約を解除される場合には、規定の報酬額全額をお支払いいただきます。

第4 その他

委託事務について、必要なお連絡等は、弊所とお客様（代表の方、若しくは担当者として代表の方が指定した方）との間で行います。ただし、代表の方が担当者として指定した方であっても、お客様（事業主様）と立場を異にした（労働者側としての）ご相談等につきましては、応じられません。

報酬額は、予告なく改定する場合があります。

報酬等のお支払期日から2か月が経過してもお支払がない場合には、ご契約を解除させていただく場合があります。なお、遅延延滞利息は関係法令に基づきご請求します。

以上

別紙

社会保険労務士法 別表第一（令和3年3月12日現在）

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）
- 四 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）
- 五 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）
- 六 削除
- 七 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
- 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百五十八号。第十条の二の規定に限る。）
- 九 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）
- 十 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
- 十一 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）
- 十二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
- 十三 障害者の雇用の促進等に関する法律
- 十四 削除
- 十五 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。第二十五条の規定に限る。）
- 十六 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八号）
- 十七 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
- 十八 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
- 十九 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）
- 二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
 - 二十の二 家内労働法（昭和三十五年法律第六十号）
 - 二十の三 勤労者財産形成促進法（昭和三十六年法律第九十二号）
 - 二十の四 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和三十六年法律第六十八号）
 - 二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七十八条の規定に限る。）
 - 二十の六 労働安全衛生法（昭和三十七年法律第五十七号）
 - 二十の七 作業環境測定法（昭和三十五年法律第二十八号）
 - 二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十一年法律第三十三号）
 - 二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）
 - 二十の十 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和三十六年法律第七十二号。第十六条（第十八条の規定により読み替える場合を含む。）及び第二十条の規定に限る。）
 - 二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
 - 二十の十二 地域雇用開発促進法（昭和三十二年法律第二十三号）
 - 二十の十三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）
 - 二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

二十の十五 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)

二十の十六 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

二十の十七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

二十の十八 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号。第十三条の規定に限る。)

二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

二十の二十一 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。第三十八条及び第五十九条の規定に限る。)

二十の二十二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)

二十の二十三 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)

二十の二十四 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号。第十六条第一項及び第二十一条第二項の規定に限る。)

二十の二十五 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法律第三百三十七号)

二十の二十六 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第九十八号)

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

二十の二十八 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)

二十一 健康保険法

二十二 船員保険法

二十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和三十八年法律第二百六号)

二十四 厚生年金保険法

二十五 国民健康保険法

二十六 国民年金法

二十六の二 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)

二十七 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号。第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。)

二十八 石炭鉱業年金基金法(昭和三十二年法律第百三十五号)

二十九 児童手当法(昭和三十六年法律第七十三号)

二十九の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)

二十九の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)

三十 高齢者の医療の確保に関する法律

三十一 介護保険法

三十二 前各号に掲げる法律に基づく命令

三十三 行政不服審査法(前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。)

(注記)

網掛けされた法律は、主な事務委託に係るものです。